

議事(1)地域の医療体制に影響を与える具体的対応方針 の変更について

1 地域医療構想の進め方について

- 「(R4.3.24付け 医政発0324第6号(厚生労働省医政局長→都道府県知事)
公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

2 公立病院経営強化の推進について

- 「(R4.3.29付け 総財準第72号(総務省自治財政局長→都道府県知事等)
・経営強化プランは、「地域医療構想の進め方について」(R4.3.24付け厚生労働省医政局長通知)により、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的方針として位置づけることとされていることを踏まえ、地域医療構想と整合的であることが求められる。
・持続可能な地域医療提供体制を確保するためには個々の公立病院が地域医療構想等を踏まえて、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化することが重要である。
・当該国立病院の将来の病床機能のあり方は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性のとれた形でなければならない。このため、地域医療構想における推計年である令和7年(2025年)及び経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の機能ごとの病床数や病床機能の見直しを行う場合はその概要を記載する。
・既存施設の長寿命化等の対策を適切に講じた上で、なお、新設・建替等が必要となる場合には、地域医療構想等との整合性を図った当該病院の役割・機能や規模等を記載する。

議事(2)地域医療体制に影響を与える申請について

「地域医療構想の進め方について」(H30.2.7 医政地発0207第1号通知)より

5 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応(通知1(1)ウ)

新たに病床を整備する予定の医療機関に対し、開設・増床の許可を待たず調整会議で次の事項の説明を要請

- ・新たな病床の整備計画と、将来の必要病床数との関係性
- ・新たな病床の機能と、構想区域の機能区分毎の将来の必要病床数との関係性
- ・当該医療機能を担う上での、雇用計画・設備整備計画の妥当性

※ 地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1)「特定機能病院(鹿大病院)」及び「地域医療支援病院(県内14病院)」の移転もしくは増床(1割以上の増床)に伴う開設等許可申請
- (2)各構想区域において政策医療を担う医療機関の移転、もしくは増床(1割以上の増床)に伴う開設許可申請
- (3)その他 200床以上の病床を有する中核的な医療機関の移転もしくは増床に伴う開設等許可申請
- (4)特例診療所の病床設置に伴う届

地域医療支援病院制度の概要

趣旨

- 患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、平成9年の医療法改正において創設（都道府県知事が個別に承認）。

※承認を受けている病院（令和4年9月現在） … 685

主な機能

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること。具体的には、次のいずれかの場合に該当すること。
 - ア) 紹介率が80%以上であること
 - イ) 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること
 - ウ) 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること 等

2

地域医療支援病院に関する通知改正

通知（令和3年3月改正）（一部抜粋）

一 趣旨

地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、**医師の少ない地域を支援する役割を担い**、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであること。

二～四（略）

五 管理者の業務遂行方法

(九) 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項（令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の一九関係）

- 令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第十九条の一九第一項第二号に規定する「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」については、様々な医療の中で、**地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものについて、都道府県知事が地域の实情に応じて、適切に定めるべきものであること。**
- 都道府県知事が令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第十九条の一九第一項第二号の規定に基づき責務を追加する際には、同条第三項の規定に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴くことに加え、**地域の实情を踏まえつつ、病床の機能の分化及び連携を推進する観点から、地域医療構想調整会議における協議を踏まえて行うこと。**また、三（六）③の規定に基づき、承認申請がなされた病院について、地域医療構想調整会議における協議及び都道府県医療審議会における審議をとおして具体的な責務が提案されている場合、承認を行った後に、当該提案に基づいて責務を追加する場合は、**地域医療構想調整会議における協議及び都道府県医療審議会における審議は既に済んでいるとみなして差し支えないこと。**
- 都道府県知事が令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第十九条の一九第一項第二号の規定に基づき責務を追加する際の、地域医療構想調整会議における協議及び都道府県医療審議会における審議は、**地域医療構想の趣旨を踏まえて行うこと。**
- 具体的には、例えば以下のような項目について、地域の实情から当該地域医療支援病院が実施することが適切であると考えられる場合に、責務として追加することが考えられること。**

ア) **医師の少ない地域を支援すること。**

イ) **近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会議における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。**

ウ) **平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。**

エ) **平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。**

なお、追加する責務については、例えば医師の少ない地域を支援することを責務とする場合には、地域医療対策協議会における議論を踏まえたものとなるようにする等、関連する他の協議会、審議会等における議論を踏まえたものとなるようにすること。

- 令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第十九条の一九第一項第二号の規定に基づき追加された責務については、常に地域の实情に応じた責務とするため、必要に応じて地域医療構想調整会議において協議し、責務の見直しを検討すること。責務の見直しが必要とされた場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、必要に応じて責務を見直すこと。**特に医療計画又は地域医療構想の見直しの際には、既に定めた責務について、見直しの要否も含めて検討すること。**

4

医療提供体制の構築に向けた具体的対応方針の変更について

<公立・公的医療機関の南薩保健医療圏地域医療構想調整会議における合意事項等>

医療機関名	平成30年度第2回調整会議 (平成31年2月28日)	令和元年度第2回調整会議 (令和元年11月1日)	令和元年度第3回調整会議 (令和2年3月5日)	令和3年度病床機能報告	
				令和3年(2021年)7月1日現在の医療機能	令和7年(2025年)7月1日現在の医療機能の見込み
県立薩南病院	新公立改革プラン及び公的医療機関等2025プラン」の合意 急性期：151床		(合意事項) R2.3月現在は、許可病床より35床少ない140床(急性期116床、結核20床、感染症4床)で運用。移転後は地域の要望や実情に応じ「産婦人科の新設」及び「小児科・整形外科の再開」を目指している。新薩南病院においては、許可病床から結核病床10床を減少した165床(一般病床151床(※病床機能報告で急性期機能として報告)・結核病床10床・感染症病床4床)で運用予定。	急性期：151床	急性期：151床
枕崎市立病院	新公立改革プラン及び公的医療機関等2025プラン」の合意 急性期：20床 慢性期：35床		「公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証等について」(R2.1.17 付け医政局長通知)を受けて方針の合意 R2.3月現在、急性期20床、慢性期35床で運用中。今後は急性期13床、回復期(地域包括ケア病床)13床、慢性期29床へ転換予定。診療科や2025年における役割については、民間医療機関では担えない分野の医療(感染症、周産期、小児等)について検討する。	急性期：26床 慢性期：29床	急性期：26床 慢性期：29床
南さつま市立坊津病院		2025年に向けた具体的対応方針(2025年プラン)の合意 急性期：13床 慢性期：31床	「公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証等について」(R2.1.17 付け医政局長通知)を受けて方針の合意 R2.2月より回復期病床26床、療養病床18床で運用開始。 R2.4月より回復期病床26床、介護医療院18床で運用開始予定。回復期病床は将来的に包括ケア病床へ転換予定。診療科や2025年における役割は現行と変更なし。	急性期：26床	急性期：26床
国立病院機構指宿医療センター	新公立改革プラン及び公的医療機関等2025プラン」の合意 高度急性期：4床 急性期：154床	プラン変更の合意 高度急性期(ハイユニットケア)：4床 急性期：150床⇒100床、 回復期：50床(実質的稼働：40床、包括ケア病棟)		高度急性期：4床 急性期：150床 休棟中：41床	高度急性期：4床 急性期：100床 回復期：50床 休棟予定：41床

(1)地域の医療提供体制に影響を与える具体的対応方針の変更について ～新たな合意事項(案)～

前回の合意事項	今回の合意事項 (案)
<p>(合意事項) R2.3月現在は、許可病床より35床少ない140床(急性期116床、結核20床、感染症4床)で運用。移転後は地域の要望や実情に応じ「産婦人科の新設」及び「小児科・整形外科の再開」を目指している。新薩南病院においては、許可病床から結核病床10床を減少した165床(一般病床151床(※病床機能報告で急性期機能として報告)・結核病床10床・感染症病床4床)で運用予定。</p>	<p>新薩南病院においては、許可病床160床で、一般病床136床、結核10床、感染症4床で運用予定。</p>

(2)地域医療体制に影響を与える申請について

今回の合意事項 (案)

- 地域医療支援病院である県立薩南病院の移転に伴う開設は、適当である。

新薩南病院新築移転経緯

R5.3.23

○県立薩南病院あり方検討委員会

県立薩南病院の今後の病院機能や建物整備のあり方について検討するため、平成26年10月に学識経験者や地域医療関係者などで構成する「県立薩南病院あり方検討委員会」を設置し、県立薩南病院が担うべき役割や病院機能、経営安定化策などについて、5回にわたり議論を重ね、検討が行われ、平成28年3月15日に提言書が提出される。

○新薩南病院基本構想

平成31年4月に「新薩南病院基本構想策定委員会」を設置し、新病院の機能や建設場所などについて議論を重ね、9月6日に開催された第4回委員会にて、基本構想案を取りまとめました。

その後、パブリック・コメントの実施や県議会での議論を経て、10月10日に「新薩南病院基本構想」として決定しました。

○新薩南病院建設に関する住民説明会の開催

令和元年11月6日（水）18時30分～20時30分
南さつま市総合保健福祉センター 約150人

○新薩南病院基本計画 165床

新薩南病院基本構想（R元年10月策定）に沿って、新病院の機能及び規模、部門別基本運用計画等を取りまとめた「新薩南病院基本計画」を1月22日に策定

※R2年3月5日：第3回南薩医療圏地域医療構想調整会議にて院長より説明実施

○基本設計・実施設計 160床

地域医療構想を踏まえ5床減床

3階病棟 52床	4階病棟 52床	5階病棟 56床
・産婦人科 15	・人工透析内科	・外科，消化器外科
・内科，小児科	循環器内科 48	消化器内科，
37	・感染症 4	放射線科 46
		・結核 10

整形外科医は、開院時に派遣困難と判断し10床減床 **運用150床**

3階病棟 47床	4階病棟 47床	5階病棟 56床
・産婦人科 14	・人工透析内科	・外科，消化器外科
・内科 27	循環器内科 43	消化器内科，
・小児科 6	・感染症 4	放射線科 46
		・結核 10

○新病院開院日

令和5年5月8日（月）予定